

宇治都市計画地区計画の決定（宇治市決定）

都市計画 J R 六地蔵駅北周辺地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	J R 六地蔵駅北周辺地区地区計画
	位 置	宇治市六地蔵奈良町及び町並の各一部
	面 積	約 6. 4 ha
区 域 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	当地区は、宇治市の北部に位置し京都市と隣接するところがあり、本市の北の交通と商業の拠点に位置付けられている。このため、鉄道駅や都市計画道路などの都市基盤施設と合わせて、商業、業務、サービス、住宅等各種都市機能の集積を目的とした施設を適正に配置すると共に、快適で魅力ある都市環境の形成・誘導を図る。
	土地利用の方針	各種都市機能の充実及び良好な市街地の形成のため、次のとおり土地利用の方針を定める。 1 商業地区 商業、業務、サービス、住宅等の施設の集積を誘導し、土地の合理的な高度利用を促進する。 2 近隣商業地区 既設商店街と住宅地を協調化・共同化しつつ適正に配置し、調和のとれた市街地形成を図り、商業地区とは違った個性的で魅力ある商店街を形成する。
	地区施設の整備方針	円滑な車両運行と安全で魅力的な親水性のある歩行者動線を確保するため、都市計画道路のほか、地区施設としての道路及び自転車、歩行者専用道路を適正に配置し整備する。
	建築物等の整備方針	健全で個性ある市街地とゆとりある都市空間の形成のため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度の制限、壁面の位置の制限及び建築物等の意匠の制限を行い、都市環境の向上を誘導する。

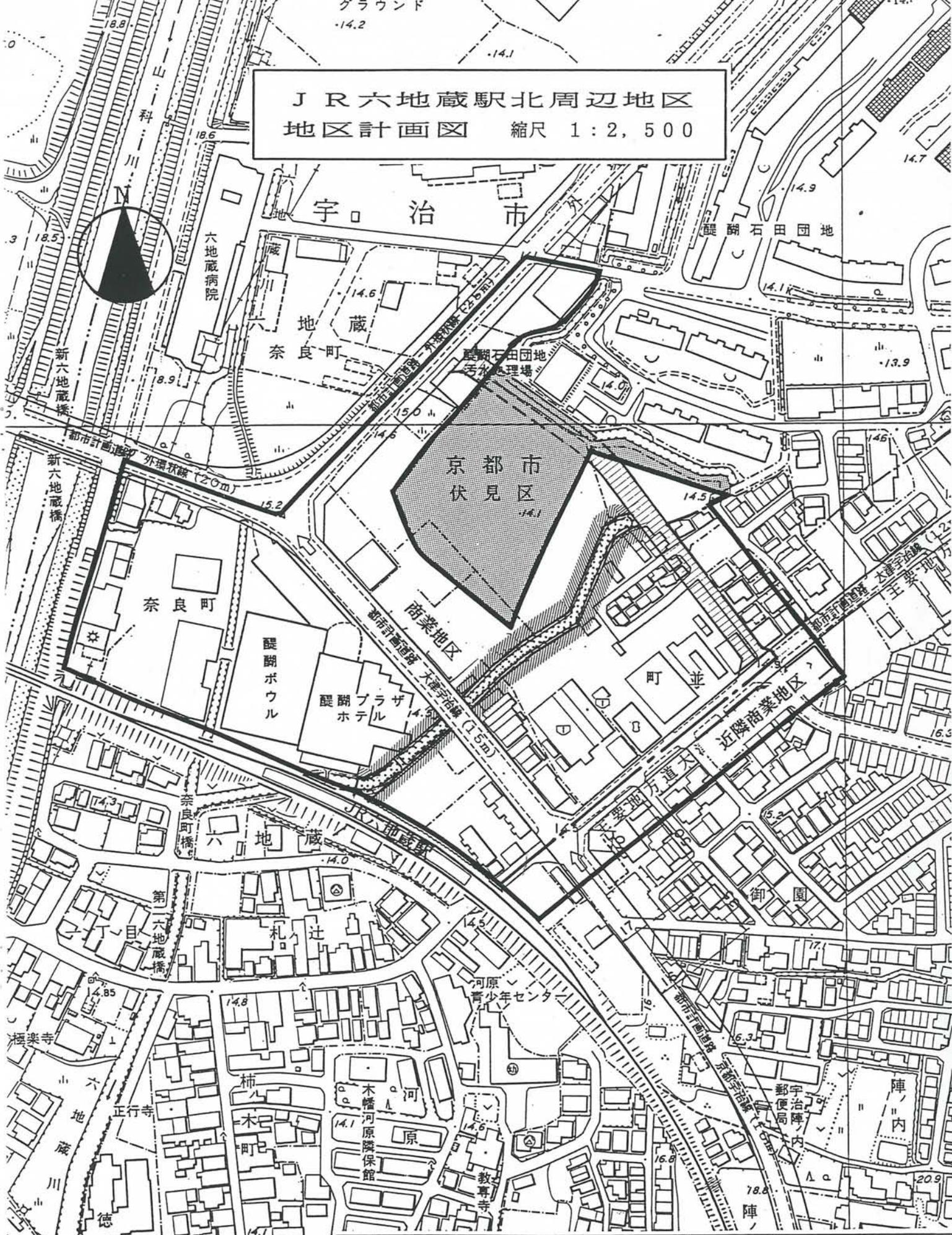
地区 整備 計画 に関する 事項	地区施設の配置 及び規模	1 区画道路：幅員 12m、延長 約160m 2 自転車、歩行者専用道路：幅員 8m、延長 約200m 配置は計画図のとおり	
	地区の細区分	商業地区	近隣商業地区
	地区の細区分の面積	約5.5ha	約0.9ha
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建専用住宅 (2) 学校（専修学校、各種学校を除く。） (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 工場（建築基準法施行令第130条の6に定めるものを除く。） (5) 自動車教習所 (6) 畜舎 (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う施設	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 1階（府道大津宇治線及び市道町並徳永線に面する部分に限る。）を住宅の用途に供するもの (2) 工場（建築基準法施行令第130の6に定めるものを除く。） (3) 畜舎 (4) 倉庫業を営む倉庫
	建築物の敷地の最低限度	建築物の敷地の最低限度は300㎡とする。	建築物の敷地の最低限度は150㎡とする。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から自転車、歩行者専用道路の境界線までの距離の最低限度は2mとする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	道路から見える建築物その他工作物の色彩は、地区にふさわしい調和のとれた色調にするものとする。	
備考			

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

(理由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第55号）の施行に合わせて地区計画の変更を行うものである。

JR六地蔵駅北周辺地区
地区計画図 縮尺 1:2,500



凡例		地区計画区域・地区整備区域		歩行者専用道路
		地区の細区分線		壁面の位置の制限箇所
		区画道路		京都市地区計画区域